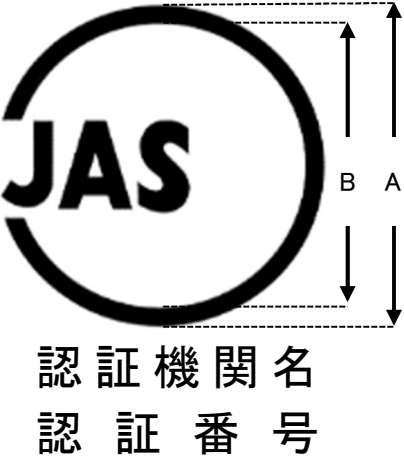



改正後	改正前
<p style="text-align: center;">接着たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う接着たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 0015-1 接着たて継ぎ材—第1部：一般要求事項</u></p> <p>3 用語及び定義 この格付の表示の様式及び表示の方法で用いる主な用語及び定義は、<u>JAS 0015-1</u>による。</p> <p>4 格付の表示の様式 格付の表示の様式は図1とし、次のa)～e)のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図1—接着たて継ぎ材の格付の表示の様式</p>	<p style="text-align: center;">接着たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び<u>同法</u>第30条第1項の規定に基づき行う接着たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 格付の表示の様式 格付の表示の様式は図1とし、次のa)からd)までのとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図1—接着たて継ぎ材の格付の表示の様式</p>

- a) Aは 25 mm以上としなければならない。
- b) Bは、Aの 9/10としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、Aの 3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は、認証品質取扱業者及び認証品質外国取扱業者（“認証品質取扱業者等”という。以下同じ。）の認証番号を記載する。ただし、JAS 0015-15.1に従って、認証品質取扱業者等の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 1によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

5 格付の表示の方法

各本、各枚又は各こりに、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、JAS 0015-1の箇条 5の表示事項と同一面で見やすい箇所に明瞭に付さなければならない。

- a) 円の外径は、25 mm以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、円の外径の 3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。
(新設)

3 格付の表示の方法

各本ごと又は各こり毎に、材面の見やすい箇所に付さなければならない。